

## 広島県「減らそう犯罪」推進会議規約の一部改正（案）について

### 1 改正点及び理由

推進会議構成機関であった日本郵政公社が，平成19年10月1日，民営化・分社化され，行政機関でなくなったため。

### 2 規約改正（案）新旧対比表

現 行		改 正（案）	
第3条 推進会議は，次に掲げる者により構成する。 (1) 別紙1に掲げる団体又は機関等の代表者等 (2) 広島県議会議員（警察商工労働委員会委員長） (3) 学識経験者 (4) 学生の代表		第3条 推進会議は，次に掲げる者により構成する。 (1) 別紙1に掲げる団体又は機関等の代表者等 (2) 広島県議会議員（警察商工労働委員会委員長） (3) 学識経験者 (4) 学生の代表	
別紙1（第3条関係）		別紙1（第3条関係）	
区分	団体，機関等	備考	備考
県民	省 略		
事業者	省 略		
防犯ボランティア	省 略		
学校・PTA	省 略		
行政	国	日本郵政公社広島監査室 広島少年鑑別所 国土交通省中国地方整備局 広島国道事務所	
	市町	省 略	
	広島県	省 略	省略
行政	国	削除 広島少年鑑別所 国土交通省中国地方整備局 広島国道事務所	
	市町	省 略	
	広島県	省 略	省略

現 行		改 正(案)	
<p>第5条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって構成する。</p> <p>3 代表幹事は、広島県警察本部生活安全部生活安全企画課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>4 幹事は、別紙2に掲げる職又はその相当職にある者をもって充てる。</p>		<p>第5条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって構成する。</p> <p>3 代表幹事は、広島県警察本部生活安全部生活安全企画課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>4 幹事は、別紙2に掲げる職又はその相当職にある者をもって充てる。</p>	
別紙2(第5条関係)		別紙2(第5条関係)	
区分	団体, 機関等	備考	
県民	省 略		
事業者	省 略		
防犯ボランティア	省 略		
学校・PTA	省 略		
行政	国	日本郵政公社広島監査室 次長	
		広島少年鑑別所 庶務課長	
		国土交通省中国地方整備局広島	
		国道事務所 管理第一課長	
市町	省 略		
広島県	省 略	省略	
区分	団体, 機関等	備考	
県民	省 略		
事業者	省 略		
防犯ボランティア	省 略		
学校・PTA	省 略		
行政	国	<u>削除</u>	
		広島少年鑑別所 庶務課長	
		国土交通省中国地方整備局広島	
		国道事務所 管理第一課長	
市町	省 略		
広島県	省 略	省略	
		<p><u>附 則</u></p> <p>この規約は、平成19年10月11日から施行する。</p>	